

第4章 計画の基本的な考え方

1 計画の基本理念

本町においては、急速な少子高齢化の進行とともに、核家族化や高齢者のみの世帯の増加が確実に進んでいます。地域においても、厳しい社会経済状況、個人の価値観やライフスタイルの多様化、地域や家庭における「つながり」の希薄化などが要因となって、ゴミ屋敷や生活困窮者の孤立等の問題が発生しています。加えて、新型コロナウイルス感染症の影響により、人々の暮らしが大きく変化しています。

また、本町では、毎年台風等による風水害が発生していますが、全国でも自然災害は激甚化しており、特に、高い確率で発生が懸念されている南海トラフ巨大地震は、本町にも甚大な被害を及ぼすと考えられています。

このような中、高齢者や子ども、障がいのある人等、地域とともに暮らす人々が、地域の一員として安心して生活していくためには、すべての人がお互いに思いやりの心を持ち、助け合い、支え合うことがますます重要となってきます。

私たちのふるさと高鍋町は、高鍋藩第七代藩主秋月種茂公や孤児の父と言われる石井十次先生等の社会福祉の先駆者を生んだあたたかい「福祉の心」が育まれてきた町です。私たちは、地域に住むすべての人が支え合い、生きがいを持って安心して生活していくために、住民、福祉団体、事業者、NPO※法人、行政等がそれぞれの役割の中で力を結集し、「福祉の心」を大切に育みながら活動を展開していくことを目指し、その実現に向けた施策を推進していくために、次の基本理念を掲げます。

この基本理念は、本町の第6次高鍋町総合計画後期基本計画（以下、「総合計画」という。）の福祉分野における基本目標である「子育てと健康長寿を支えるまちづくり」を踏まえて設定するものです。

この総合計画では、主要な施策ごとに持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals。以下「SDGs」という。）の17のゴールと関連づけ、施策の展開に取り組んでいます。

福祉分野の上位計画となる本計画では、総合計画と同様に、SDGsの理念を踏まえ、誰一人取り残さない持続可能なまちづくりの視点を持って、多様な主体に広く浸透を図り、計画の推進に取り組みます。

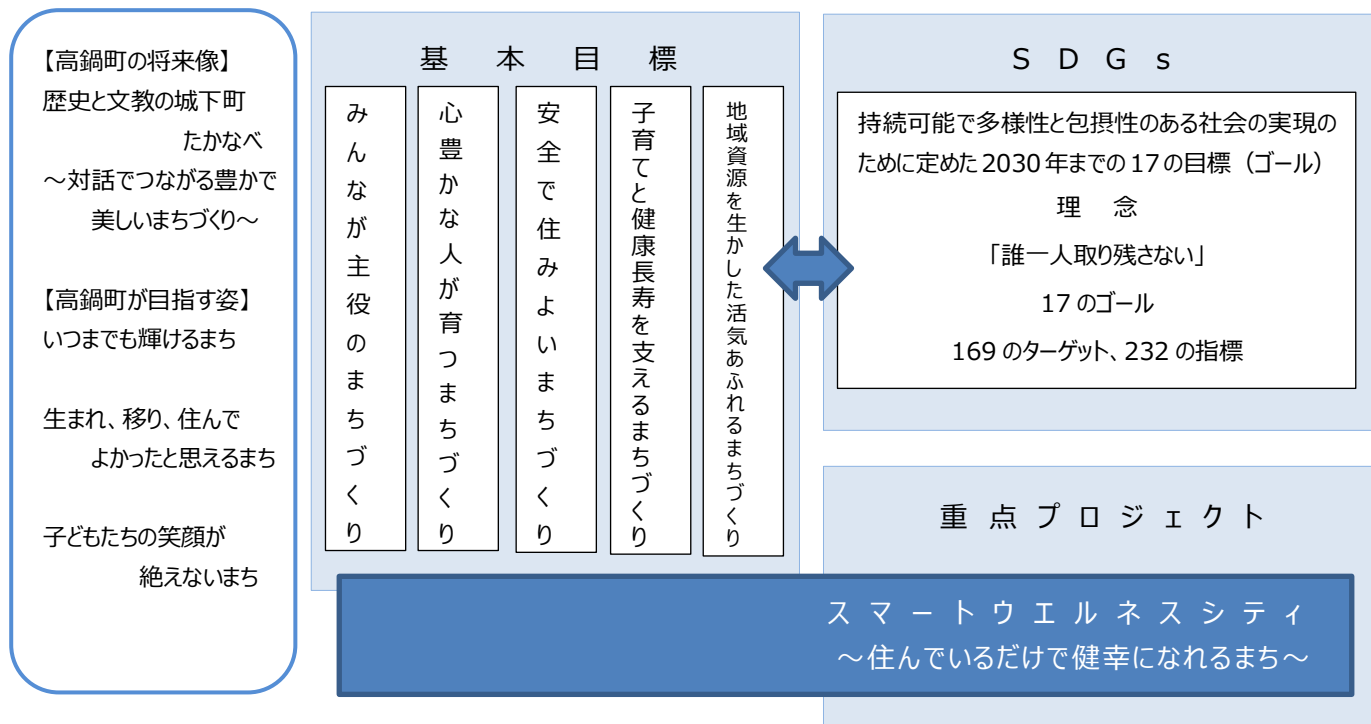
計画の基本理念

ひとりひとりが支え合い、笑顔つながるまちづくり

～誰もが安心して健やかで安らぎのある暮らしをおくるために～

【参考】 ■ 第 6 次高鍋町総合計画後期基本計画における S D G s の考え方

本町では、平成 29 年 10 月に「歴史と文教の城下町たかなべ～対話でつながる豊かで美しいまちづくり～」を町の将来像とした第 6 次高鍋町総合計画を策定し、その後期基本計画（高鍋みらい戦略）を令和 3 年 6 月に策定しました。本計画は、計画全体を S D G s の理念に沿って推進するとともに、「スマートウエルネスシティ」を重点プロジェクトに位置付け、住んでいるだけで健幸になれるまちを目指します。



SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



平成 27 年 9 月に国連サミットで採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」に記載された「持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals, SDGs）」は、社会・経済・環境面における「持続可能な開発」を目指す、先進国も途上国も含めた平成 28 年から令和 12 年（2030 年）までの国際社会共通の目標です。持続可能な世界を実現するための 17 のゴール（目標）、169 のターゲットから構成され、地球上の誰一人として取り残さないことを掲げています。

日本国政府においても、平成 28 年 5 月に「持続可能な開発目標（SDGs）推進本部」（本部長：内閣総理大臣）を設置し、「持続可能な開発目標（SDGs）推進円卓会議」の議論を受けて、平成 28 年 12 月に実施指針（令和元年 12 月一部改定）と 8 つの優先的課題を決定・発表し、政府が地方自治体を含むあらゆるステークホルダーと協力して SDGs の推進に取り組むことを示しています。

また、社会を一変させた新型コロナウイルス感染症のパンデミックによる社会・経済・環境の複合的で緊急の課題を抱える中、SDGs を基本理念とした政策の実施が求められています。

■福祉分野における基本目標である「子育てと健康長寿を支えるまちづくり」とSDGs

子育てと健康長寿を支えるまちづくり							
人にやさしいまち	1 貧困をなくそう 	2 飢餓をゼロに 	3 すべての人に健康と福祉を 	4 質の高い教育をみんなに 	5 ジェンダー平等を表現しよう 	10 人や国の不平等をなくそう 	17 パートナリプで目標を達成しよう 
健康に暮らせるまち	1 貧困をなくそう 	2 飢餓をゼロに 	3 すべての人に健康と福祉を 				

■基本目標「子育てと健康長寿を支えるまちづくり」の基本施策とSDGs各ゴールとの関係性

1 貧困をなくそう 	あらゆる場所で、あらゆる形態の貧困を終わらせる
	自治体行政は貧困で生活に苦しむ人々を支援する上で最も適したポジションにいます。各自治体において、すべての町民に必要な最低限の暮らしを確保することができるよう、きめ細やかな支援策が求められています。
総合計画後期基本計画基本施策（個別施策）	
○子育て支援の充実（①子どもたちが健やかに育つ環境の充実 ②子育て家庭を支える環境の充実） ○高齢者福祉の充実（①地域包括ケアシステムの構築 ②介護予防・生活支援の充実） ○障がい者（児）福祉の充実（①障がい者（児）の自立と地域における生活支援体制の確立） ○地域福祉活動の推進（①地域福祉活動の推進） ○生涯にわたる心身の健康づくりの推進（②健康づくりの推進）	
2 飢餓をゼロに 	飢餓を終わらせ、食料の安定確保と栄養状態の改善を実現し、持続可能な農業を推進する
	自治体は土地や水資源を含む自然資産を活用して農業や畜産などの食料生産の支援を行うことが可能です。そのためには適切な土地利用計画が不可欠です。公的・私的な土地で都市農業を含む食料生産活動を推進し、安全な食料確保に貢献することもできます。
総合計画後期基本計画基本施策（個別施策）	
○子育て支援の充実（①子どもたちが健やかに育つ環境の充実 ②子育て家庭を支える環境の充実） ○地域福祉活動の推進（①地域福祉活動の推進） ○生涯にわたる心身の健康づくりの推進（②健康づくりの推進）	

3 すべての人に健康と福祉を 	あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する 住民の健康維持は自治体の保健福祉行政の根幹です。国民皆保険制度の運営も住民の健康維持に貢献しています。都市環境を良好に保つことによって住民の健康状態の維持・改善が可能であるという研究成果も報告されています。
総合計画後期基本計画基本施策（個別施策）	
○子育て支援の充実（①子どもたちが健やかに育つ環境の充実 ②子育て家庭を支える環境の充実） ○地域福祉活動の推進（①地域福祉活動の推進） ○生涯にわたる心身の健康づくりの推進（①健康保険事業の適正運営②健康づくりの推進③健康診査の推進④医療体制の充実）	

4 質の高い教育をみんなに 	すべての人々に包摂的かつ公正で質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する 教育の中でも特に義務教育等の初等教育において自治体が果たすべき役割は 非常に大きいといえます。地域住民の知的レベルを引き上げるためにも、学校教育と社会教育の両面における自治体行政の取組は重要です。
総合計画後期基本計画基本施策（個別施策）	
○子育て支援の充実（①子どもたちが健やかに育つ環境の充実 ②子育て家庭を支える環境の充実） ○高齢者福祉の充実（③高齢者の社会参加促進） ○障がい者（児）福祉の充実（①障がい者（児）の自立と地域における生活支援体制の確立） ○人権尊重社会の実現（①人権教育と啓発の推進 ②男女共同参画の推進）	

5 ジェンダー平等を実現しよう 	ジェンダー平等を達成し、すべての女性と女児のエンパワーメントを図る 自治体による女性や子ども等の弱者の人権を守る取組は大変重要です。また、自治体行政や社会システムにジェンダー平等を反映させるために、行政職員や審議会委員等における女性の割合を増やすのも重要な取組といえます。
総合計画後期基本計画基本施策（個別施策）	
○子育て支援の充実（②子育て家庭を支える環境の充実） ○人権尊重社会の実現（①人権教育と啓発の推進 ②男女共同参画の推進）	

	国内及び国家間の不平等を是正する 差別や偏見の解消を推進する上でも自治体は主導的な役割を担うことができます。少数意見を吸い上げつつ、不公平・不平等のないまちづくりを行うことが求められています。
総合計画後期基本計画基本施策（個別施策）	
○地域福祉活動の推進（①地域福祉活動の推進） ○人権尊重社会の実現（①人権教育と啓発の推進 ②男女共同参画の推進）	

	持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化 する 自治体は公的・民間セクター、市民、N G O・N P Oなどの多くの関係者を結び付け、パートナーシップの推進を担う中核的な存在になり得ます。持続可能な世界を構築していく上で多様な主体の協力関係を築くことは極めて重要です。
総合計画後期基本計画基本施策（個別施策）	
○地域福祉活動の推進（①地域福祉活動の推進）	

2 計画の基本目標

「ひとりひとりが支え合い、笑顔つながるまちづくり ～誰もが安心して健やかで安らぎのある暮らしをおくるために～」という基本理念の実現に向けて、次の3つの基本目標を掲げ、総合的な施策の展開を図ります。

基本目標 1 ともに支えあう地域福祉のまちづくり

地域における地域生活課題は、生活困窮者や自殺の問題、高齢者や障がい者、子どもへの虐待など多様化・複雑化しており、複合的な支援を必要とする福祉課題の解決を図っていくためには、住民相互の支え合い、助け合う機運を醸成すること、また、住民相互の豊かな人間関係を育むことが必要不可欠です。

このため、住民同士のつながりを深める地域での交流活動を促進し、地域生活課題を抱える人を支える地域ネットワークの仕組みづくりを目指します。

また、高齢者のサロン活動や見守りネットワーク、子育て支援などの地域福祉サービスを、生活の身近な場所で住民等の積極的な参加を得ながら展開するなど、地域住民の出会い・支え合いにつながるような活動の拠点整備を図ります。

基本目標 2 誰もが主体的に活動に参加できる福祉のまちづくり

地域共生社会の実現のためには、それぞれの地域に住み、地域コミュニティを形成している住民一人ひとりが地域の問題に関心を持ち、地域の運営に参画することが重要であり、これらの方々が主体的に地域福祉の担い手として地域づくりに関わっていくことが必要です。

このため、福祉教育の推進や地域福祉の担い手となるために必要な情報の提供により、町民一人ひとりに対して地域福祉の担い手としての意識醸成とともに、福祉サービスの中核となる社会福祉事業従事者等の専門職確保と資質向上を図ります。

また、NPO法人やボランティア、民間企業や社会福祉法人の地域貢献活動など、地域福祉に関わる新たな人材確保策を推進するとともに、地域の公的な福祉機関からボランティア、地域住民までを連携・調整することができる地域福祉コーディネーター等、地域福祉活動を担う人材の発掘・育成を目指します。

基本目標 3 安心して暮らせる地域づくり

地域住民が住み慣れた地域で安心して生活していくためには、分野を超えて地域生活課題について総合的に相談に応じ、関係機関との連絡調整等を行う体制が必要となっており、市町村が実情に応じて複合的な課題を抱えた方に対する包括的な支援体制を構築していくことが求められています。

このため、町が主体となり、地域福祉の中核となる町社協をはじめ、福祉・保健・医療・労働・住宅・教育・交通・まちづくり等の様々な分野と連携した相談支援体制の構築を目指します。

また、近年、多くの自然災害が発生する中、高齢者等の地域の災害時要配慮者への支援や災害時におけるNPO・ボランティア等との連携や協働、災害時要配慮者に対する福祉支援体制を構築するなど、災害時支援体制の充実を図ります。

3 施策の体系図

